

平成22年7月23日

保護者の皆様へ

寒河江市立南部小学校
校長 菊地 宏哉

自転車点検カードの記入・提出と 交通安全指導についてのお願い

子どもたちが心待ちしている夏休みが、いよいよ始まります。1学期、子ども達はご家庭の協力のもと、大きな事故もなく、元気に過ごすことができました。27日からの夏休みも楽しく、そして有意義に過ごしてほしいと思います。つきましては、見出しの件について下記の通り宜しくお願ひいたします。

記

1 交通ルールの徹底

歩行の時も自転車通行の時も「しっかり止まつてはっきり確認」の合い言葉を徹底して実践するよう現地練習して指導してください。飛び出しが事故の1番の原因です。

2 自転車点検カードの記入

自転車を点検して整備状況を確認し、記入をお願いします。整備不良は修理してから使用して下さい。

3 自転車乗りの約束について

事故防止のため、家庭で自転車乗りの約束を再度確認して下さい。
自転車乗りの約束を変更したところがありましたら、学校保管用のカードに赤で記入し、8月19日（木）に担任へ提出して下さい。

4 ヘルメットの着用について

(裏面②乗車用ヘルメットに関する規定をお読みください。)
学P警連絡協議会の総会において、警察署の方から、ヘルメット着用の指導をしてほしいとの話がありました。自転車の事故は、頭からころぶことが多いのだそうです。命を守るために、できるだけヘルメットの準備と着用の声掛けをよろしくお願ひします。

5 その他

裏面に「自転車の通行等に関するルール」を載せました。お子さんと一緒に確認してください。

自転車の通行等に関するルールが改正されました。



平成20年6月19日
までに施行されます。

①普通自転車の歩道通行に関する規定

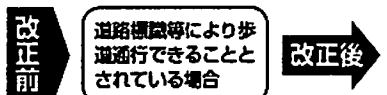
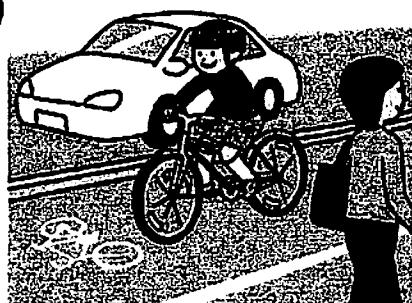
○歩道通行ができるのは、

- ①道路標識等で指定された場合
- ②運転者が児童、幼児等の場合
- ③車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

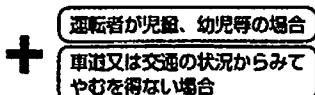
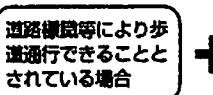
ただし、警察官や交通巡回員が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

○歩行者も

「普通自転車通行指定部分」ができるだけ避けて通行する努力義務



改正後



②乗車用ヘルメットに関する規定

児童・幼児（13歳未満の者）を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



③地域交通安全活動推進委員に関する規定

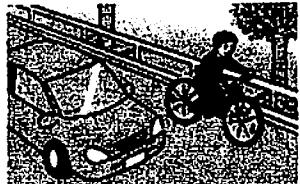
地域交通安全活動推進委員（交通ボランティア）の活動内容に、「自転車の適正な通行方法についての啓発活動」を追加。

自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車は、 ①車道が原則、歩道は例外

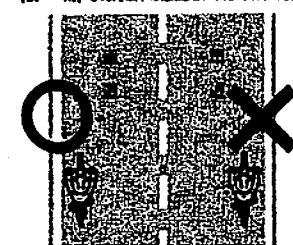
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【図】則 3ヶ月以下の車両又は5万円以下の罰金



②車道は左側を通行

【図】則 3ヶ月以下の車両又は6万円以下の罰金



③歩道は歩行者優先、車道寄りを捨て

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【図】則 2万円以下の罰金又は5万円以下の罰金



④安全ルールを守る

自転車運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

【図】則 6ヶ月以下の罰金又は100万円以下の罰金
※酔っ払った状態で運転した場合



自二人乗りは禁止

6歳未満の子どもを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

【図】則 2万円以下の罰金又は5万円以下の罰金

並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

【図】則 2万円以下の罰金又は5万円以下の罰金



夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器）をつける。

【図】則 6ヶ月以下の罰金



信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」の信号機のある場合は、その信号に従う。

【図】則 3ヶ月以下の罰金又は5万円以下の罰金

交叉差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、突き当たりやすい道に出るとさは危険。安全確認を忘れずに。

【図】則 3ヶ月以下の罰金又は5万円以下の罰金



⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



運転中の携帯電話やまじらー 傘さし運転

